

固定資産税に係る各種届出

固定資産税は、毎年賦課期日（1月1日）時点の課税台帳に掲載されている情報に基づいて課税されます。固定資産（土地・家屋・償却資産）の次の①～③のように現況に変更があった場合は変更届が必要です。

問い合わせ先

役場税務課固定資産税係

☎(86) 1172「直通」



①所有者が変更になった・納税義務者を変更したい場合

「課税台帳所有者・納税義務者変更申請書」の提出が必要です。

※現在の納税義務者および新たな納税義務者双方の記名押印が必要です。

【例】納税義務者が死亡した、売買などで新たに土地・家屋を保有したなど

②家屋を解体した場合

「課税台帳家屋抹消申請書」の提出が必要です。

【例】住宅、倉庫を解体したなど

③土地の使用状況（現況）に変更が生じた場合

「課税地目変更申請書」の提出が必要です。

【例】山林を切り開いて住宅を建築した（山林から宅地）

家屋を解体して畑を造成した（宅地から畑）

なお「その他雑種地」については、現況によって評価基準が変わります。現況の変更があった場合は届出をお願いします。

【例】駐車場から太陽光発電施設利用地へ転用（法面含む）
未利用地から造成・集積場（平地）へ転用など

インフォメーション



食改さんをご存じですか？

「食改^{しょくかい}」とは食生活改善推進員の略で「私達の健康は私達の手で」のばそう健康寿命つなごう郷土の味くをスローガンに、町民へ向けて食を通して健康づくりのボランティア活動をして

いる団体です。

池田よね子会長を中心に現在18人で構成されています。

主に研修会で学んだことを調理実習や試食などを通して町民の皆さんへ伝える活動をしています。



6月11日、保健福祉センターであった調理実習では、「男性でも簡単にできる料理」をテーマに、鹿児島島の郷土料理「さつま汁」など5品を作り、好評でした。

今年度は、このテーマ基に、依頼があれば各地域へ出張し、料理教室を行う予定です。他にも「減塩方法が知りたい」「食生活に興味がある」という人は食改さんへ気軽にお声かけください。

問い合わせ先

役場町民保健課保健予防係

☎(86) 1157「直通」